第4回 電力先物の活性化に向けた検討会

電力先物の活性化に向けた取組み

株式会社東京商品取引所

2024年3月26日



I TOCOM電力先物の概要

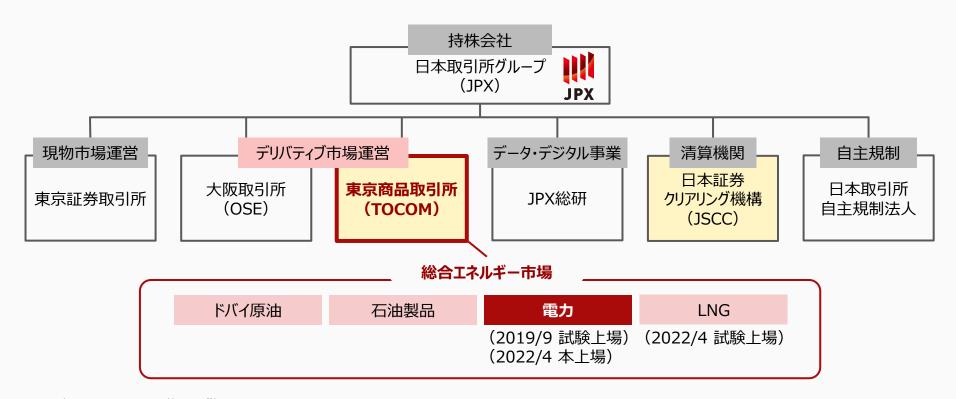
- Ⅱ 取引の概況
- Ⅲ 今後の方向性
- IV 今後の施策





I - ① TOCOMの概要

- 東京商品取引所(TOCOM)は、商品デリバティブ市場の活性化を図り、日本企業・日本経済のより一層の発展に貢献するため、2019年10月に日本取引所グループ(JPX)と経営統合。
- 2020年7月に、TOCOMのクリアリングハウスであった日本商品清算機構(JCCH)をJSCCと統合することで、 **清算機関としての基盤を強化**。
- 『電力先物市場は国内に創設すべきである』など、「電力先物の在り方に関する検討会」での議論を経て、 TOCOMは2019年9月より電力先物を取引開始。



I-② TOCOM電力先物の概要-1

■ 電力取引にはエリア、ピークロード・オフピークロードなど様々な契約が存在。TOCOMでは東京ベース&日中、 関西ベース&日中を上場。また、月間物に加え、本年3月より、週間物を取引開始。

取引エリア/ 電力ロード	西エリア ベースロード電力	東エリア ベースロード電力	西エリア 日中ロード電力	東エリア 日中ロード電力	
取引の種類		現金決	済先物		
取引対象	JEPXスポット市場 関西エリア ベースロード価格 (0:00~24:00)	関西エリア 東京エリア ベースロード価格 ベースロード価格		JEPXスポット市場 東京エリア 日中ロード価格 (8:00~20:00)	
最終決済価格		最終決済価格は上記価格の	D対象期間の月間平均価格		
取引単位 ※限月により異なる	"月間物" <u>100kWh × 24h × 暦日数</u> (31日の場合74,400kWh/枚) 取引量の少ない中小規模の電力会社でもB		"月間物" <u>100kWh × 12h x 平日数</u> (20平日の場合24,000kWh/枚) <mark>取引しやすいように、取引単位を小さく設定</mark>		
呼値の単位	0.01円/kWh				
限月		直近2	4限月		
サーキット・ブレーカー 制度	SCB(制限値幅) : 8.00円 DCB(即時約定可能値幅) : 5.00円(ザラバ)、6.00円(板合せ)			反合せ)	
建玉制限	取引参加者 各限月 10,000枚	委託者 各限月 5,000枚	取引参加者 各限月 14,000枚	委託者 各限月 7,000枚	

(参考) 週間物の取引開始

- 週間物を2024年3月18日(月)から取引開始。
- ・ 電力会社等の意見を踏まえた商品設計の一環として、取引(受渡)期間は日本電力の商慣習に合わせ、 土曜日〜翌週金曜日の1週間。

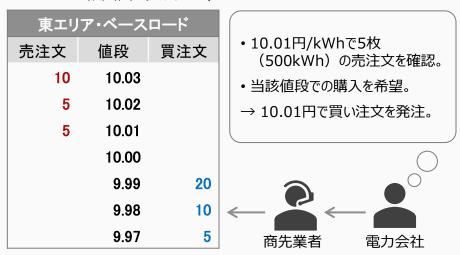
	週間ベースロード先物	週間日中ロード先物
対象	JEPXの対象エリアのスポット市場で取引されるベースロード (0:00~24:00)価格	JEPXの対象エリアのスポット市場で取引される日中ロード (8:00~20:00) 価格
対象エリア	東エリア及び西エリア	同左
対象期間	土曜日から翌週金曜日まで	月曜日から金曜日まで ※平日は当社が指定
取引可能な期間	5週間	同左
取引単位	100kWh × 受渡期間の時間数 ※ベースロード週間物は、受渡日数が常に7 日であるため、 16,800 kWh	同左 ※受渡日数が 5 日の日中ロード週間物は、6,000kWh
呼値の単位	0.01円/kWh	同左
取引最終日	当該受渡期間の木曜日 ※営業日でない場合は前営業日	当該受渡期間の最終平日の前営業日
最終決済日	取引最終日の翌営業日	同左
最終決済価格	JEPXの対象エリアのスポット価格の対象期間における平均値	JEPXの対象エリアのスポット価格の対象期間(8:00~20:00に限る)における平均値
取引時間	立会取引 8:45~15:15、16:30~19:00 立会外取引 8:20~16:00、16:15~19:30	同左

I-② TOCOM電力先物の概要-2(立会・立会外取引)

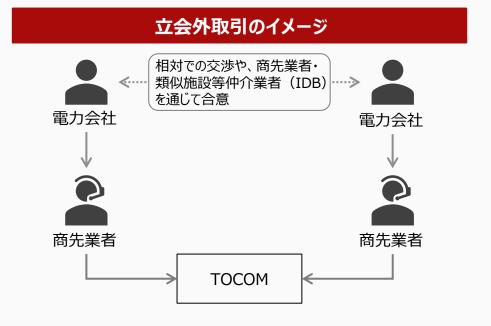
- TOCOMでは、スクリーンにより発注されている注文状況や約定価格が見える「立会取引」と、相対交渉等で合意した内容をTOCOMに申告することで取引所取引に置き換える「立会外取引」の双方を提供。
- 「立会取引」は、誰もがアクセスしやすく、注文状況も明らかで、取引価格の透明性を担保。
- 一方、「立会外取引」は、マーケットインパクトを受けずに大口の取引を成立させることや、複数の取引(例えば 7~9限月など)を同時に成立させることができる。また、取引所取引に置き換えることで信用リスクを排除。

立会取引のイメージ

TOCOMの板画面(スクリーン)



- 誰もが容易に発注状況を確認可能。
- 交渉は不要。対当する発注を行えばよい。



- 申告により取引所取引に置換え
- 取引所取引としてクリアリング(信用リスクを排除)
- ※ TOCOMでは、立会外取引についても、価格や取引数量を公表

I - ③ 自主規制機能

- TOCOMは、経済産業大臣から商品先物取引法上の許可を受けた商品取引所。
- 同法により、商品取引所は自主規制業務を適切に行うことが義務づけられており、TOCOMは自主規制業務を適切に行うため、市場取引監視委員会及び自主規制委員会を設置。
- 電力先物については、業務規程でインサイダー取引規制を設け、相場操縦を含む不公正取引の監視を行い、 先物・現物価格の比較検証などを含めた取引監視状況を、主務官庁である経済産業省に定期報告。

【商品先物取引法】

(自主規制業務)

第五条の二 商品取引所は、この法律及び定款その他の規則に従い、商品市場における取引を公正にし、及び委託者を保護するため、 自主規制業務を適切に行わなければならない。

市場取引監視委員会の設置

商品市場における取引の公正の確保を図るため、商品先物取引法第166条に基づき、市場取引監視委員会を設置。

インサイダー取引規制

商品先物取引法ではインサイダー取引規制に係る規定はないが、 TOCOMでは業務規程において電力先物についてのインサイダー 取引規制を規定し、相場操縦等と同様に売買監視を実施。

自主規制委員会の設置

取締役会の諮問機関として自主規制委員会を任意で設置し、 同委員会が自主規制業務に関する事項の審議を実施。

売買審査フロー

インサイダー取引や相場操縦など不公正取引の監視について、 経済産業省への報告を含めた売買審査フローを確立・実施。

(参考)行政による商品取引所の規制

- 商品先物取引法・政省令では、国民経済の健全な発展及び委託者等の保護という法目的を達成するため、 商品取引所について、主務大臣による許認可権限や行政的監督権限を規定。
- その一環として、主務大臣が市場管理に関する監督権限を効果的に執行するには、取引状況を把握すること が必要であるため、商品取引所に対し、取引状況の報告義務を規定。
- また、行政の監督だけでは商品先物取引の円滑な運営が十分に図れないことも考えられるため、商品取引所 が自主的に、状況に応じた規制を行える仕組みとして、自主規制業務を規定。

【商品先物取引法】

(相場、取引高等の報告)

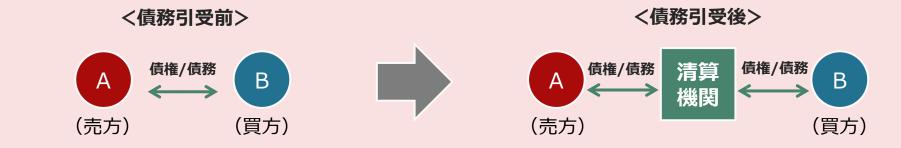
第百十二条 商品取引所は、主務省令で定めるところにより、その開設する商品市場における次に掲げる事項について、主務大臣に報告しな ければならない。

- 一 毎日及び毎月の相場及び取引高その他の主務省令で定める事項
- 二 一の会員等の自己の計算による取引であつて決済を結了していないものの毎日の数量が商品市場ごとに主務省令で定める数量を超えて いる場合その他その商品市場における取引の状況が主務省令で定める要件に該当している場合における当該会員等の名称、当該数量そ の他の主務省令で定める事項

I - 4 清算機関

- TOCOMで行われた取引は、清算機関(クリアリングハウス)であるJSCCにて、清算(クリアリング)される。
- 清算機関が「債務引受け」と「ネッティング」を行うことで、信用リスクの削減や決済事務の効率化などの効果。

債務引受け:清算機関は、売買の成立によって売方と買方の間で発生した債務を双方から引き受けるとともに、それに対応する 債権を取得することにより、売方と買方の間に入って債権・債務の当事者となる。



ネッティング:清算機関は、各取引当事者間の売付・買付数量及び支払・受取金額の差額を計算し、その差額について各取引当事者との間で決済を行うことによって、<mark>決済所要額を圧縮</mark>。



(参考)VaR証拠金制度の導入、LNG先物との証拠金相殺

- 2023年11月、証拠金計算方法について、リスク管理の一層の高度化を図るため、SPAN方式から世界の主要な清算機関で導入中のVaR方式へ移行。
- VaR方式の精緻なリスク計算により、証拠金額の一層の最適化、各電力先物間や電力先物・LNG先物間等のリスク相殺範囲の拡大等、取引の資金効率化も実現。

【SPANとVaRの証拠金の比較】

項目	SPAN(旧)	VaR(新)
概要	16通りの仮想シナリオでシンプルな計算	• 1,250通り以上のヒストリカルシナリオで精緻な計算
証拠金額	・ 原則、週次で変更・ 売りと買いで同じ額	 日次で変更 リスクに応じて、売りと買いで異なる額 SPAN比で、VaR売りは同水準、買いは下落傾向 東エリア・ベースロード先物 1 枚の一例: SPAN:売り買い共に19万円、VaR:売り20万円、買い13万円

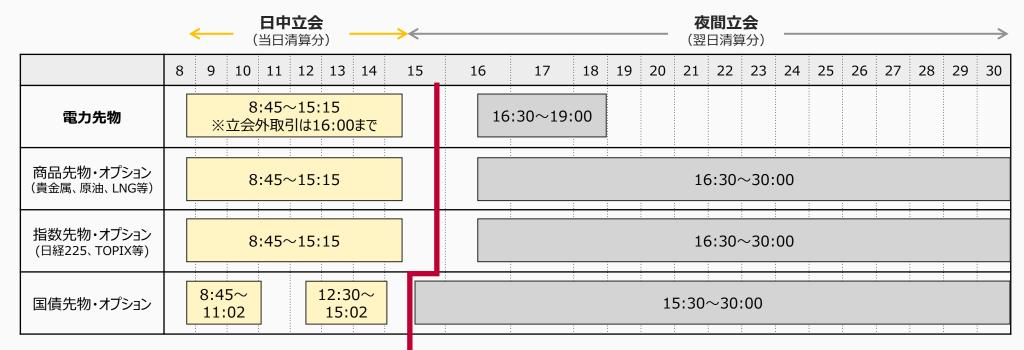
【SPANとVaRの証拠金相殺の比較】

項目		各電力先物間		電力先物·LNG先物間		
		SPAN(旧)	VaR(新)	SPAN(旧)	VaR(新)	
相殺対 商品の組		同一エリア、同一限月間のみ	4商品全ての組合せ (左記の他、異なるエリア・限 月の組合せも相殺対象)	-	全ての電力先物と LNG先物の組合せ	
VaRにおける 相殺の例		「東エリア・ベースロード先物2024年1月限売り1枚」と 「西エリア・ベースロード先物2024年1月限買い1枚」の組合せの場合		「東エリア・ベースロード先物2024年3月限売り2枚」と 「LNG2024年3月限1枚買い」の組合せの場合		
		【相殺なし】29万円 ⇒【相殺あり】13万円 <u>(54%減)</u>		【相殺なし】51万円 ⇒【相殺あり】39万円 (24%減)		

(参考) 夜間取引の清算

- JSCCでは、前日夕刻から始まる夜間立会と当日の日中立会(立会外を含む)における約定及び既存建玉について、日中立会終了後に定める帳入値段により値洗い(評価替え)を日々実施。
- この清算サイクルは、ネッティング決済などに係る参加者の実務的、システム的な要請に沿って標準化したもので、 参加者が幅広い商品を扱えるようコモディティと金融商品共通としている。

立会時間(清算サイクル)のイメージ



帳入値段の決定

I-⑤ 啓発·営業活動

- WEBマーケティングを用いた営業施策に加え、セミナー・イベントの開催、電力のマンスリーレポート配信など、電力先物の認知度向上を図る活動を実施。
- 電力先物の普及啓発策として、個社ごとに**電力先物スクール**を開催(2021年6月以降、約150回開催)。 また、将来のコモディティ市場を担う人材育成の観点から、**大学への講師派遣**も実施。

WEBマーケティング

- 営業の効率化やコンタクト対象を 広げることを目的に、ターゲティン グ手法を用いたWEBマーケティン グを実施(2024年12月まで、 500件超の問合せ)。
- 問合せ元は、電力関係企業に加え、保険、銀行などの大手金融機関、大手需要家など。

セミナー・イベント

- 2023年度セミナー開催数4回、合計で延べ約850名が参加。 セミナーアンケートの結果をもとに 個別営業を実施。
- 日本電力先物の国内外へのプレゼンスを高めるため、2023年10月にEEXと共催でセミナー・レセプションを開催。国内外約150社、約300名が参加。

(2024年も開催予定)

電力マンスリーレポート

- 業界内で唯一の先物に関するレポートを2021年11月から配信開始。
- 情報配信会社であるRIM社への 業務委託により作成。
- 購読者数は、2024年2月現在で約1,300名。

電力先物スクール

- 先物取引への理解を深め、取引へのハードルを下げることを目的に、個社ごとにスクールを実施、参加者からは高い評価。受講後に取引を開始した会社も存在。
- 2021年6月以降約150回開催。

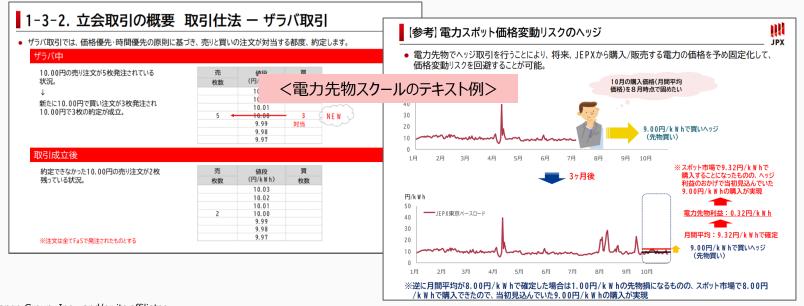
〈東京大学への講師派遣〉

- ・ 社会インフラとしてのコモディティ市場の機能・役割について、学術的な切り口から普及・啓発を図るとともに、将来のコモディティ市場を担う人材育成の観点から、東京大学で開設されるエネルギー市場/コモディティ市場に関する講座に、JPXグループ役職員及び外部専門家を講師として派遣。
- コモディティ市場全般に関する講義に加えて、電力市場や石油・LNG市場等に焦点を当てた講義を実施。
- 2023年度の履修者211名 ※1学年あたりの経済学部生300名。

(参考) 電力先物スクール

電力先物スクールでは、商品先物の基礎から電力先物の活用までカリキュラムを用意し、受講希望者のニーズに応じたカスタマイズも可能。

内容	商品先物取引の基礎から電力先物取引の活用まで ※ 受講希望者のニーズに応じたカスタマイズも可能	
カリキュラム	先物取引基礎編 1. 商品先物取引とは 2. 商品先物取引の特徴 3. TOCOMにおける取引の概要 4. 取引への参加方法	電力先物応用編 1. 電力先物の商品設計 2. 電力先物の取引ルール 3. 電力先物価格について 4. 電力先物取引の利用方法 5. 立会外取引を利用した電力先物取引 6. 電力先物取引に係る会計処理について 7. 電力先物取引における不公正取引



I-6 市場参入状況

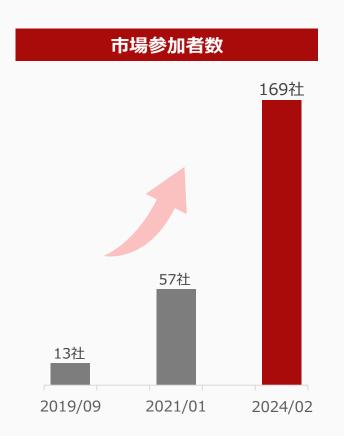
● 市場参加者数(口座開設数)は、市場開設当初の13社から、現在は169社まで増加。2021年1月の電力スポット価格急騰を契機に、ヘッジ取引に対する関心が高まり、市場参加者が急増。

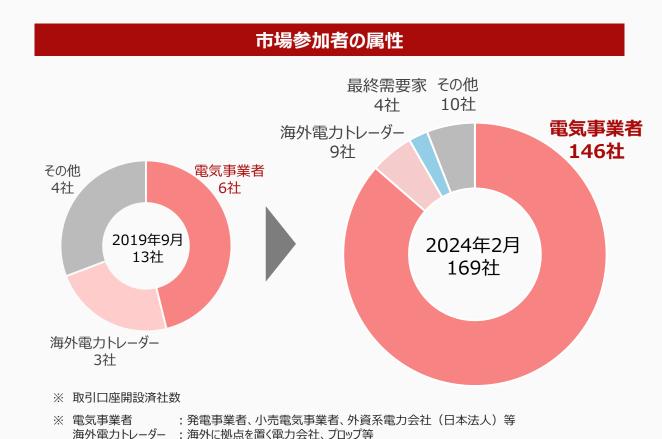
最終需要家

その他

: 製造会計等

■ 属性別では、リスクテイカーである海外電力トレーダーが市場開設時から3倍に増加しているものの、一方で、 電気事業者が20倍以上に増加しているため、現在は全体の8割以上を電気事業者が占める市場構造。



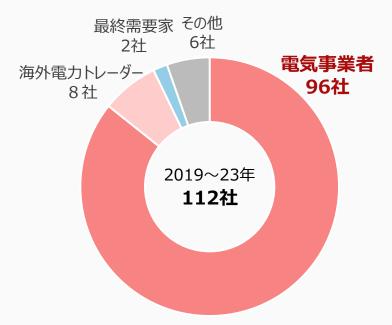


: 電気事業者、海外トレーダー、最終需要家に分類されない市場参加者

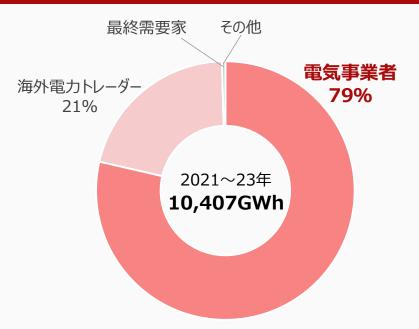
I - ⑦ 参加者属性別の取引状況

- 社数ベースで、2019年~23年中にTOCOMで電力先物取引を行ったのは112社。そのうち約9割となる96社が電気事業者であり、TOCOMは電気事業者中心のマーケット構造。
- 海外電力トレーダーについては、社数は8社ながらも、取引電力量では約2割のシェア。
 - ※ 最近は、電力価格が比較的安価な水準かつ横ばいで推移し、新電力による直接のヘッジニーズが減少している。 一方で、最終需要家も参入しつつあるが、取引量は限定的であることから、国内事業会社にもまだ拡大の余地あり。

取引実績がある社数



取引実績(電力量ベース)



※ 電気事業者 : 発電事業者、小売電気事業者、外資系電力会社(日本法人)等

海外電力トレーダー : 海外に拠点を置く電力会社、プロップ等

最終需要家 : 製造会社等

その他

: 電気事業者、海外トレーダー、最終需要家に分類されない市場参加者

I TOCOM電力先物の概要

Ⅱ 取引の概況

Ⅲ 今後の方向性

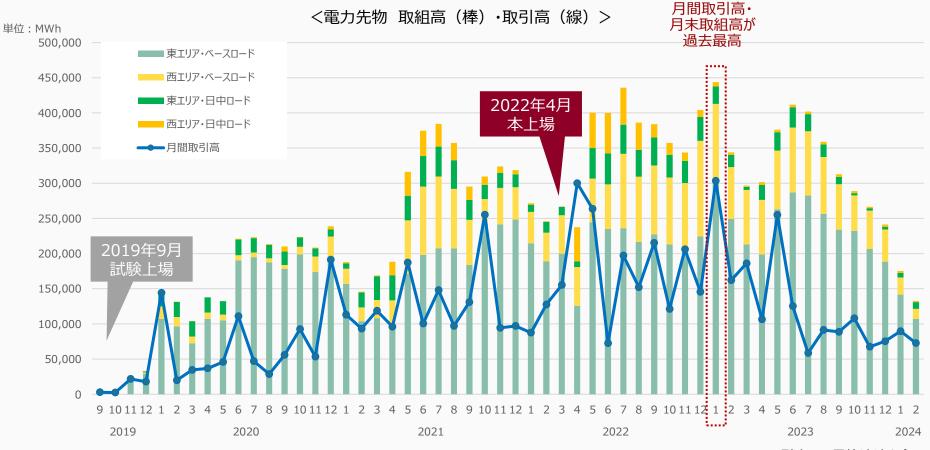
IV 今後の施策





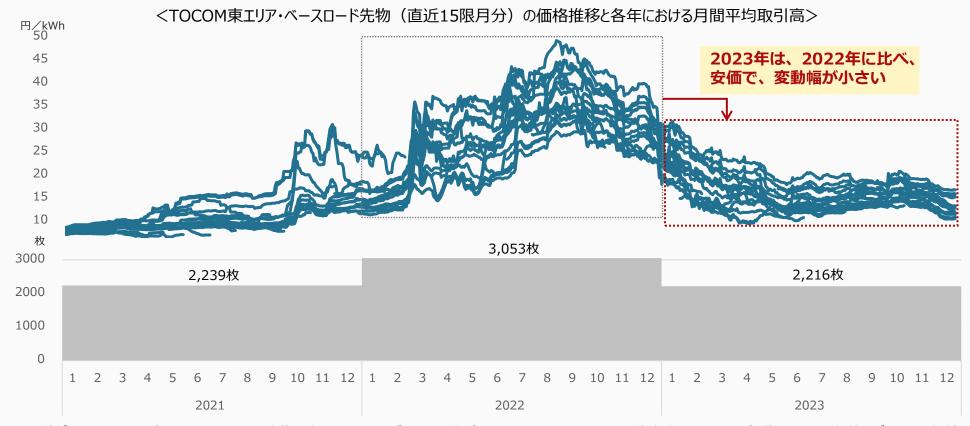
Ⅱ-① 取引概況(取引高·取組高)

- 電力先物は、夏冬の需要期の需給逼迫懸念などを背景に、電力価格変動リスクのヘッジツールとして利用が 浸透してきており、特に2021年1月の電力価格高騰以降、取引高・取組高が拡大傾向。
- 2022年4月に、半年前倒し(3年間の上場期限付で2019年9月に試験上場)で本上場へ移行。また、2023年1月には、月間取引高(最終決済含む)及び月末取組高が過去最高を記録。



Ⅱ-② 価格動向との関係

- 2022年は、ロシアのウクライナ侵攻による燃料価格の上昇などの影響を受け、電力価格も大きく変動したため、 ヘッジ意識の高まりなどにより取引が増加。
- 2023年は、電力価格が下落した後ほぼ横ばいで推移し、**比較的安価な水準**であったことから、ヘッジニーズが 減退し、**取引が減少**。

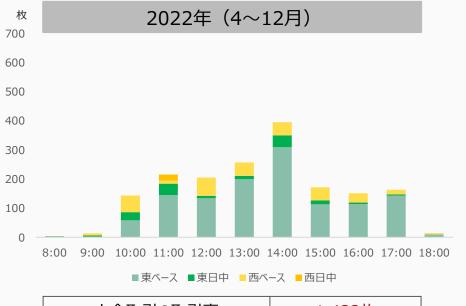


[※] 価格グラフはTOCOM東エリア・ベースロード先物の直近15限月のデータで作成(2021年1月における電力価格高騰の影響により急激に上昇した価格はグラフから除外) 「直近15限月」の対象限月は、時点が進むと変動(例 2021年1月時点:2021年1月限~2022年3月限、2021年2月時点:2021年2月限~2022年4月限)

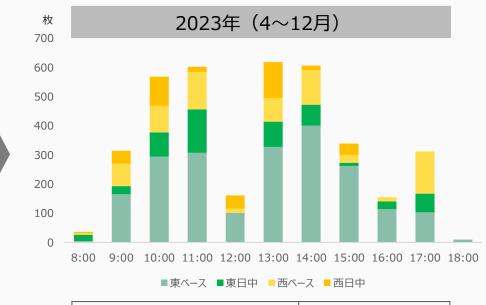
Ⅱ-③ 立会取引とマーケットメイカー制度

- 「電力先物の在り方に関する検討会」での議論でも導入が必要とされていた、マーケットメイカー制度について、 上場当初より、立会取引の流動性確保を目的として導入。
- 立会取引は、注文状況を見ながら発注価格や量を選べることができ、中小規模の電力会社にも利用しやすい 仕組みであるため、立会取引の板上に、スプレッド幅が狭い売り・買いの注文が出ていることが重要。
- 環境変化や市場状況に応じて制度の見直しを適宜実施しており、直近では、2023年4月に西エリアを対象に 追加(従前は東エリアのみ)するとともに、最低提示枚数を1枚から5枚に増やした結果、立会取引が増加。

<立会取引の取引高>



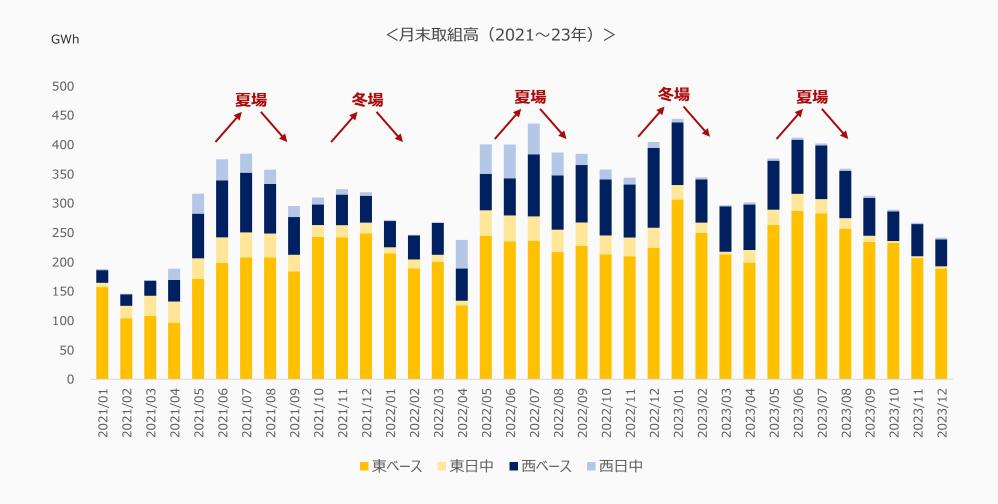
立会取引の取引高	1,433枚
全体に占める立会取引の割合	7 %



立会取引の取引高	3,721枚
全体に占める立会取引の割合	36%

Ⅱ-④ 取組高の季節要因

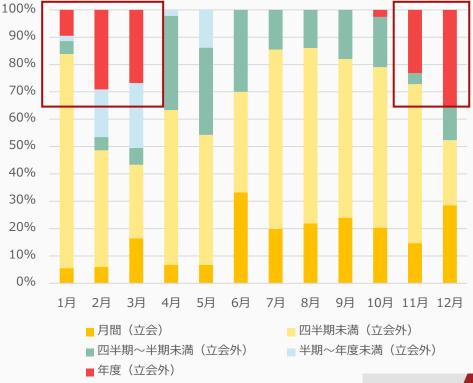
- 夏場・冬場において、取組高が一旦積み上がり、その後減少する傾向。
- 夏場・冬場の電力需要が高まる時期に合わせて、ヘッジ目的の建玉が増減することが要因と考えられる。



Ⅱ-⑤ 月別取引高

- 月別取引高では、1~5月の取引に偏りが見られる傾向。
- 1~3月は、ヘッジ会計を特に問題視しない電気事業者が、年度単位でヘッジ取引を行うため、翌年度物の取引を行うことが要因と考えられる。なお、割合でみると、**11~3月において翌年度物の比率が高い**傾向。
- 4~5月は、ヘッジ会計を特に問題視する電気事業者が、期またぎの問題を回避するため、4~5月に取引を 多く行うことが要因と考えられる。

月別取引高(2021~23年合計) 14000 枚 12000 10000 8000 6000 4000 2000 0 8月 9月 10月 11月 12月 4月 5月 6月 7月 ■ 2022年 ■ 2023年



※グラフの取引高は最終決済高を含む

(参考) 現物取引との時期的な関係

- 期中は実需給至近のJEPX取引見込量(変動分)のヘッジを目的とした、短期の先物取引が中心。
- 翌年度分の電源調達量や小売販売量などの年間需給バランスを策定する年度末が近づくにつれ、JEPX取引 見込量を、年度単位の先物取引でヘッジする傾向があると考えられる。

現物の流れ

期中

電源稼働状況など実需給至近における 状況を考慮し、JEPX販売・調達見込量 を調整

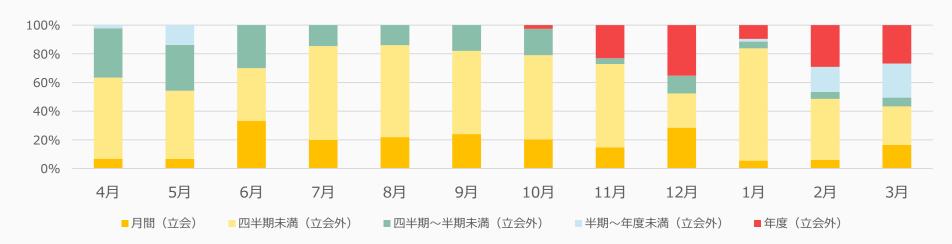
短期の先物取引が増加

年度末

- 翌年度分の年間需給バランス策定 (相対卸等電源調達、小売販売量策定)
- 年間ベースでのJEPX販売・調達分を算定

年度単位の先物取引が増加

月別取引高の対象期間別内訳(2022~23年合計)



エリア別の取引高

- **東西の比較では東エリアの取引が多い。**これは、関西エリアより東京エリアの電力需要量が大きいこと、また、 関西エリアに比べ東京エリアのスポット価格は価格変動が大きい傾向にあることが要因と考えられる。
- 西エリアの商品も一定程度は取引高があり、地域ニーズの表れともいえるが、今後他の地域に拡大する場合は、 流動性の拡散を回避するための仕組みが必要。

〈東西比較〉

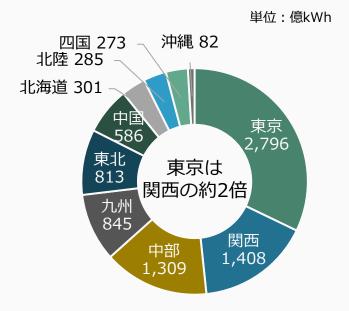
TOCOM先物取引高

西日中 11% 東ベース 洒ベース 52% 17% 東Tリア 72% 東日中 20%

東エリアの方が取引量が多い

※2019年~2023年の取引高 グラフの取引高は最終決済高を含む

供給区域別電力需要量

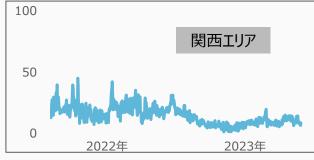


東京エリアの方が需要量が大きい

※2022年度年間需要電力量 (引用元:電力広域的運営推進機関)

スポット価格推移





東京エリアの方が価格変動が大きい

- I TOCOM電力先物の概要
- Ⅱ 取引の概況

Ⅲ 今後の方向性

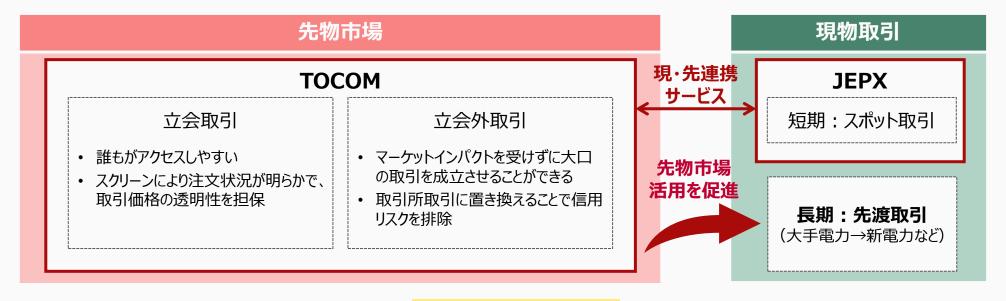
IV 今後の施策





Ⅲ-1 市場拡大に向けたターゲット

- 電力の現物取引では、長期の先渡型の相対取引等が行われてきたが、現物・先物取引所間の連携サービス (「JJ-Link」(仮称))により、価格の透明化などメリットが多い先物市場のスキームを提供。
- 実需に基づく売買の増加により、流動性の向上、先物価格の安定化。



先物市場活用のメリット

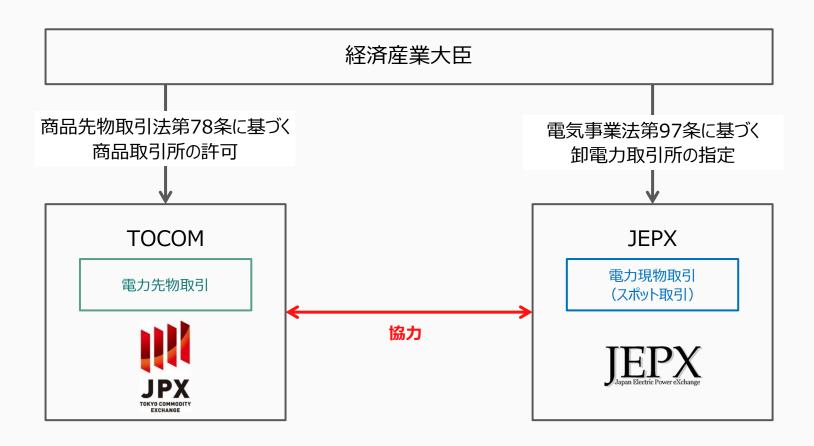
電力会社全般	 売買気配を見ながら価格・量を選べる スクリーンを通じた価格の透明化 ヘッジ取引の認めやすさ(現物・先物の紐づけを証明) 市場決定(売買先、価格)は、最も無差別な取引 	
特に新電力	・ 柔軟な期間選択が可能(例えば6か月、9か月、15か月、夏・冬(3か月)など)	
特に大手電力	・ クリアリングによりカウンターパーティリスクを解消	

© 2024 Japan Exchange Group, Inc., and/or its affiliates

25

(参考) JEPXとTOCOM

● 電力の現物取引を担う日本卸電力取引所(JEPX)と、電力の先物取引を担うTOCOMは、ともに国内法に 基づく取引所として、協力関係を構築。



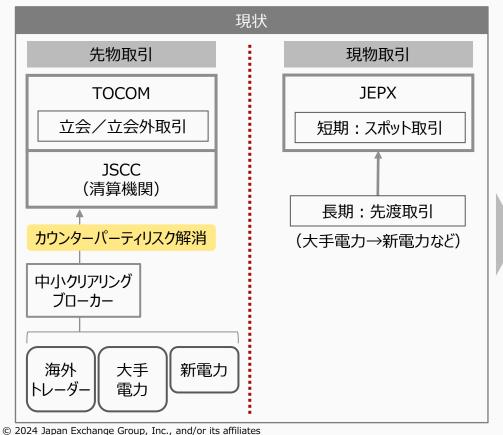
Ⅲ-② 市場拡大に向けたフローの取込み

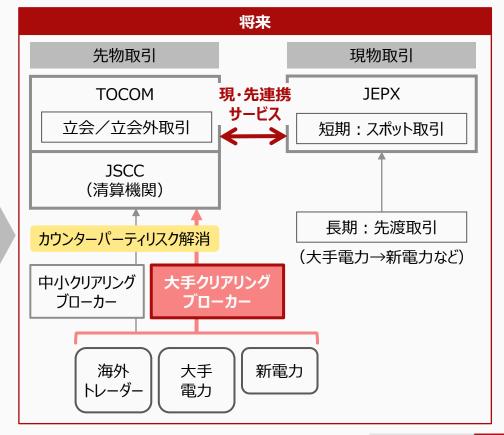
(1)

- 従来、先物市場と現物市場が別々に構成された経緯から、新電力は現物取引で大手電力の電源を調達。
- 先物から現物への「現・先連携サービス」を導入することで、両市場のメリットを活用した取引が可能に。

(2)

また、商品市場はクリアリングブローカーの規模が小さいため、リスク負担力に限界があることから、重要な課題は 大手クリアリングブローカーの誘致。





Ⅲ一③ 振返りと課題

- 不公正取引への対応など自主規制関連や、証拠金制度など清算機関関連の整備は一定完了し、今後は、 啓発・営業活動の継続に加え、取引量の拡大や利便性の一層向上など、市場活性化に向けた取組が課題。
- 本検討会で、現物・先物の連携など提言を頂いたところ、前掲の取りまとめも踏まえ、市場活性化に向けて 今後の施策を進めていくこととしたい。

課題	前掲の取りまとめ		今後の施策
	Ⅲ-① ・ 現物・先物取引所間の連携		IV−① JEPXとTOCOMの連携サービス
	Ⅲ-② ・大手クリアリングブローカーの誘致		Ⅳ-② 資格取得推進・取引振興プログラム
取引量の拡大	Ⅱ - ③、Ⅱ - ④ ・ 夏場・冬場の電力需要期に特にヘッジニーズ ・ マーケットメイカー制度により立会取引増加		IVー③ マーケットメイカー制度の拡充
利便性の一層向上	Ⅱ -⑤ ・ 年度ベースでのヘッジニーズ		Ⅳ-④ 年度物商品
	Ⅱ -⑥ ・ 地域のニーズ、流動性拡散の回避		Ⅳ−⑤ エリア間ベーシス商品
			Ⅳ-⑥ その他

- I TOCOM電力先物の概要
- Ⅱ取引の概況
- Ⅲ 今後の方向性

IV 今後の施策

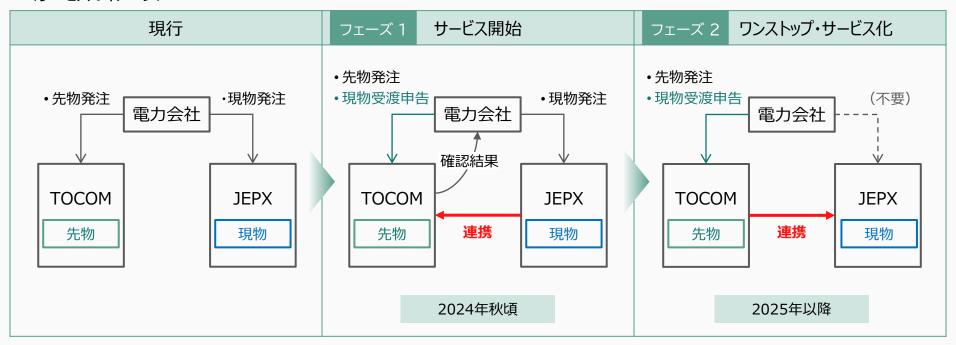




IV-① JEPXスポット取引とTOCOM先物取引の連携サービス

- JEPXとTOCOMは、国内法に基づく取引所間の協力により、現物・先物取引の連携サービスを共同で提供予定。
- TOCOMの先物ポジションに相当する現物をJEPXのスポット取引で調達するサービス(「JJ-Link」(仮称)) を2段階で開始する想定。
 - ※ JEPX会員のうち、約100社がTOCOM市場に口座を開設済み。

<サービスのイメージ>



フェーズ1では、TOCOMがJEPXから現物の約定データの連携を受け、先物ポジションと照合し、合致することの確認結果を電力会社へ **返すことで、先物と現物の結び付きを証明。**

30

フェーズ2では、TOCOMからJEPXへのデータ連携により現物発注が行われる仕組みを構築し、ワンストップ・サービスを実現。

IV-② 資格取得推進・取引振興プログラム

● 電力先物取引の振興を目的に、以下2つのインセンティブ施策を2024年度に実施。







電力先物に係る資格取得推進プログラム

■概要

• 新たに参加者資格を取得してTOCOM電力 先物市場に参入する取引参加者に対し、取 引所がシステム開発費用を一部支援。

■対象

• TOCOM受託取引参加者資格若しくはJSCC 清算参加者資格(エネルギー先物等)のいずれも有していない社。





電力先物取引振興プログラム

■概要

電力先物の月間取引数量(電力換算量) に応じてインセンティブを支給。

■対象

• TOCOM受託取引参加者

IV-③ マーケットメイカー制度の拡充

- 立会取引の中期的な流動性の確保、また、夏場需要期における電力会社等のヘッジ取引促進を目的として、 新たなマーケットメイカー制度(MM)拡充策を導入。
- 2024年4~6月の3か月間限定で、夏場の3限月(2024年7月限~9月限)に対して、タイトなスプレッド (既存MMの半分以下)と20枚以上の注文枚数(既存MMの4倍)を義務とする内容。

対象取引		東エリア / 西エリア・ベースロード電力先物
実施する期間		2024年4月~6月(3か月間)
	呼值提示対象時間	日中立会時間(10:00~15:10)、夜間立会時間(16:30~18:00)
ファケットノノカの名が	対象銘柄	2024年7月限~9月限の3限月
マーケットメイクの条件	呼値の最大スプレッド幅	50 ティック(0.50 円)
	1社の最低提示枚数	20枚

(参考) 既存のマーケットメイカー制度

対象取引		東エリア/西エリア・ベースロード/日中ロード 電力先物
実施する期間		常時(月間で集計)
	呼值提示対象時間	日中立会時間(10:00~15:10)、夜間立会時間(16:30~18:00)
フーケットメノカの名が	対象銘柄	第2限月取引及び第3限月取引の両方(西日中は第2限月のみ)
マーケットメイクの条件	呼値の最大スプレッド幅	(例) 買呼値の価格 8.00円以上11.00円未満の時 100ティック (1.00円)
	1社の最低提示枚数	5枚

Ⅳ-④ 年度物商品

■ これまでの本検討会で具体的なご提案をいただいた新商品の導入について、前向きに検討すべく、利用者への本格的なニーズ調査を開始。

(1) 年間商品

- 年間商品のご提案。長期相対契約が、日本企業の会計事業年度(4月-翌年3月)単位で行われるのが 一般的であることを踏まえると、年間商品を導入する際には「年度物(FY)商品」がよいか。
- 事入に際しては、カスケーディング機能(※)の要否が論点の一つ。

年度物	2023年度	2024年度	新商品の候補
月間物	2月 3月	4月	2019年~取引
週間物	1週 2週 3週 4週 1週 2週 3週 4週	1週 2週 3週 4週	2024年3月18日 取引開始

※ カスケーディングについて、TOCOMで導入する場合は年度物から月間物への建玉の置き換えとなる。

IV-⑤ エリア間ベーシス商品

● これまでの本検討会で具体的なご提案をいただいた新商品の導入について、前向きに検討すべく、利用者への本格的なニーズ調査を開始。

(2) エリアベーシス商品

- エリア間(例:北海道-東京、関西-九州など)の値差を指標にした商品のご提案。
- 東京エリアや関西エリアに比べて、エリアベーシス商品は流動性が限定的と予想されるが、ニーズをどれだけ見込めるか。



© 2024 Japan Exchange Group, Inc., and/or its affiliates

34

IV-6 その他

● 前述の他、これまでの本検討会でのご提案を踏まえ、利便性の一層向上を目指し、下記の取組みを実施。

電力カレンダーの共通化

- TOCOM電力先物はJEPXのスポット市場の取引価格の月間平均価格を取引の対象としていることから、休日相当の日 (土日祝日以外に日中ロードの対象から除かれる日) についてはJEPXに準拠。一方、電力広域的運営推進機関 (OCCTO) の休日相当の日の定義とは異なる。
- 電力会社では、取引の際はTOCOM(先物)、JEPX(現物(先渡))のカレンダー、供給計画の提出の際などは OCCTOのカレンダーを参照することとなり、統一された週の定義で管理を行うことが難しい状況。
- OCCTOに対して長期のカレンダー発表について働きかけを行い、電力業界におけるカレンダーの共通化による利便性の向上に向け、当局とともに取り組む。

<2024年ゴールデンウィークの例>

	4/27 土	4/28 日	4/29 月(祝)	4/30 [※] 火	5/1 水	5/2 木	5/3 金(祝)	5/4 土	5/5 日	5/6 月(祝)	5/7 火
TOCOM / JEPX	休日	休日	休日	平日	休日	休日	休日	休日	休日	休日	平日
оссто	休日	休日	休日	休日	休日	休日	休日	休日	休日	休日	平日

ヘッジ会計に係る整理

- 電力先物に係るヘッジ会計について、これまでASBJや日本公認会計士協会、大手監査法人等と個別に相談してきたが、統一的な見解は得られていない。
- TOCOMとしてのポジションペーパーを公表するなどの取組みをしてきたところ、今後も、当局の協力も得ながら、ASBJへの働きかけなどを継続。

© 2024 Japan Exchange Group, Inc., and/or its affiliates

35

今後について

- これまでの議論の中で、電力カレンダーの統一や、年度物先物やエリア間ベーシス取引等新商品の追加など、 電力先物市場の活性化に係る各種のご意見・ご要望をいただきました。
- ヘッジ会計に係る整理について関係各所への働きかけなどを継続するとともに、現物・先物取引所間の協力や、マーケットメイカー制度の拡充など、引き続き利用者のニーズを調査しつつ、諸施策への取組みを推進します。
- 本検討会終了後も、電力先物市場の活性化に向けて、当局をはじめ皆様とともに引き続き検討を進めていく 所存ですので、今後ともよろしくお願い申し上げます。





【免責事項】

- 本資料は、東京商品取引所の電力先物活性化に向けた取組みの説明を目的としており、先物取引等の勧誘を目的としたものではありません。
- 東京商品取引所は、本資料の記載内容については万全を期しておりますが、 その内容を保証するものではなく、本資料の記載内容に基づいて行われる行 為及びその結果について、責任を負うものではありません。
- 本資料に含まれる記述などの使用に関し、東京商品取引所は一切責任を負いません。
- 東京商品取引所は、本資料に記載の事項に関し、将来予告なしに変更する ことがあります。